

宇治市公共交通活性化委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 宇治市における住民の生活に必要なバス等の公共交通の活性化及び地域の実情に即した輸送サービスの確保に必要な事項について検討を進めるために、意見交換及び調整を行う宇治市公共交通活性化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担任事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見交換及び調整を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な公共交通のあり方に関する事項
- (2) 公共交通の利用促進の取組に関する事項
- (3) 委員会の運営方法その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) 公共交通事業者等の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会は原則として公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、宇治市都市整備部交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月18日から施行する。
- 2 この要項の施行後最初の委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。